

## 5.27 労働者決起集会決議(案)

本日私たちは3月27日に続き、安倍内閣がすすめる「雇用改革」に反対し、労働組合の立場を超えて決起集会を開催しました。

安倍内閣は「成長戦略」のなかで「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」を打ち上げました。そのため「産業競争力会議」や「規制改革会議」を設置して、企業活動の障害を取り除くとして「雇用分野」を最大のターゲットに規制緩和をすすめています。

安倍内閣は、その具体化として労働者派遣法の改悪案を今通常国会に上程しました。その内容は労働者派遣法の原則である「常用代替の防止」を放棄し、「上限最長で3年」さえ取り払い、企業が永久的に派遣労働者を使い続けることを可能にするものです。

4月22日、安倍首相は「経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議で「時間ではなく成果で評価される働き方にふさわしい、新たな労働時間制度の仕組みを検討していただきたい」と発言しました。これは07年にだされ、激しい労働組合・労働者の反発で撤回したホワイトカラーエグゼンプションそのものです。しかも今回は「本人の同意と労使合意」があれば一般社員・新規採用社員さえ含むというものです。そのご修正としたものの、労働時間規制撤廃は、残業代ゼロ法、過労死促進法そのものです。

さらに、「正社員改革」を打ち出しています。限定正社員制度によって、勤務地やその仕事がなくれば、同時に解雇できるしくみを制度化するとしています。解雇を容易にし、「人が動く」雇用制度に転換するというものです。

「産業競争力会議」や「規制改革会議」は、規制緩和で「世界トップレベルの雇用環境」をつくりだすとしています。これでは労働者にとって解雇規制がくずれ、労働管理も時間ではなく成果で判断するという、企業のやりたい放題を許すことになり、企業に都合のいい「雇用環境」になることはまちがいありません。

私たちが求めるのは、「まともな雇用・働き方」です。非正規労働者が拡大し「ブランク企業」がはびこるような「雇用破壊」ではなく、安心して働ける雇用環境です。

愛知県弁護士会も安倍「雇用改革」に反対しています。4月11日の緊急集会には、連合・愛労連・全労協が参加しました。全国的にも同様のとりくみが広がっていることを参加者で確認し、労働者・国民の団結と連帯によって「働くルールの確立」をめざしましょう。以上決議します。

2014年5月27日

<決議者名カ>

0477 104 570

0478 178 570

<因習代議者名カ>

全職連 伊藤 明 氏

全職連 伊藤 明 氏

安倍「雇用改革」反対 5.27 労働者決起集会